

安城市

さわやかマナー まちづくり条例

平成 27 年 4 月 1 日 施行



ポイ捨てをやめよう



路上喫煙をやめよう



ペットのふんは持ち帰ろう



ちらしを散乱させないようにしよう



歩きスマホをやめよう



落書きをやめよう



「安城市さわやかマナーまちづくり条例」ってどんな条例？

より良いまちづくり推進のため、市民や市が果たすべき役割を明らかにし、快適で安全な生活環境を形成することを目的としています。



ポイ捨てをやめよう

空き缶、ペットボトル、たばこの吸殻などを定められた場所以外に捨てたり放置したりしないこと。

【ポイント】

1つのごみが新たなごみを呼びまちの美観を損ねます。ごみが散乱しているとても残念な気持ちになります。



路上喫煙をやめよう

路上喫煙禁止区域では指定された喫煙場所以外では喫煙しないこと。

【ポイント】

路上喫煙は、受動喫煙による健康への影響や子どものやけどなどが心配される行為です。



ちらしを散乱させないようにしよう

自らが配布したビラ、ちらし、パンフレット等を散乱させ、又は放置しないこと。

【ポイント】

ビラやチラシを配布するときは、散乱しないようにこころがけましょう。



ペットのふんは持ち帰ろう

飼い犬、飼い猫その他愛玩動物のふんを放置しないこと。

【ポイント】

ふんの放置はみんなが迷惑します。気持ちよく生活できる清潔なまちにしましょう。



歩きスマホをやめよう

歩行又は自転車を運転しながらスマートフォン、ゲーム機などを操作や注視しないこと。

【ポイント】

歩きスマホ等に係る事故は年々増加しています。自分が怪我するだけでなく他人に怪我をさせる可能性もあります。立ち止まって安全な場所で使いましょう。



落書きをやめよう

建築物等を管理する者の承諾を得ず、建築物に文字、絵柄などを描かないこと。

【ポイント】

落書きはまちの美観を損ねるだけでなく、不快感や恐怖感を抱かせることもあります。

主な市の施策

□さわやかマナー推進地区

鉄道駅周辺、幹線道路沿い等、人の往来や交通量の多い地区をさわやかマナー推進地区に指定します。

□路上喫煙禁止区域

さわやかマナー推進地区のうち特に人の往来が多く、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定します。

□啓発活動

ポスターの掲示、ちらしの配布などで啓発活動を行います。また、市内各所で市民の方と一緒にキャンペーンを行います。

□活動団体への支援

さわやかマナー推進地区においてさわやかマナーを推進する活動団体を募集し、登録した団体に対して支援を行います。

※活動団体の活動区域は、さわやかマナー推進地区として指定します。

活動団体を募集します！

登録された活動団体の活動区域を「さわやかマナー推進地区」に指定します。

活動内容

街頭、駅、公園等における環境美化活動での啓発
イベントへの参加による啓発など

登録条件

月1回以上活動し、5人以上で構成される団体など

団体登録

活動団体登録書を提出

活動計画

活動計画書を提出

活動報告

3月末日までに活動報告書を提出
※活動計画書及び活動報告書は毎年提出していただきます。

団体支援

啓発用品の支給等を予定

こんなケースでも登録できます。

例1

アダプト団体が普段行っている環境美化活動をしながさわやかマナーの啓発活動をすれば活動団体として登録できます。

例2

仲の良いウォーキング仲間が集まって月に一度さわやかマナー推進地区においてさわやかマナーの啓発活動をすれば活動団体として登録できます。

例3

企業が社会貢献活動の一環としてさわやかマナーの啓発活動をすれば活動団体として登録できます。